

山村振興基本方針

平成 1 8 年 1 月

(平成 3 0 年 3 月変更)

宮 城 県

山村振興基本方針書

はじめに	1
I 地域の概況	2
(1) 自然的条件等	2
① 自然	2
② 振興山村の概況	2
③ 人口	3
(2) 産業及び経済状況	4
① 産業	4
イ 就業人口	4
ロ 各産業の状況	4
i 産業別生産額等	4
ii 農林水産	4
iii 商工・観光	5
② 公共施設等の整備状況	5
③ 財政状況	6
II 現状と課題	7
(1) これまでの山村振興対策の成果	7
(2) 振興山村の課題	7
① 高齢化の進行	7
イ 地域の活力の維持	7
ロ 要介護高齢者の増加への対応	7
② 産業活力の不足	7
イ 若年就業者の減少への対応	7
ロ 地域資源の見直しと所得格差の是正	7
③ 生活空間の整備	7
イ 基礎的都市機能の立ち遅れ	7
ロ 人口移動スタイルの変化への対応	8
④ 機能分担等広域的な視点	8
イ 圏域中心都市の育成	8
ロ 機能分担	8

(方針理念)

(1) 基本方針の理念	9
(2) 基本的方向	9
① 魅力ある生活空間の創造	9
② 活力に満ちた社会の形成	9
③ 自然環境の保全、歴史・文化の保存と創造	10
(3) これからの振興山村の視点	10
① 新たな生活空間の提供	10
② 地域間交流の推進	10
③ 少子・高齢化への対応	10
④ 住民参加による地域経営の推進	11
⑤ 人材の育成・確保	11
⑥ 戦略的・重点的投資の一層の推進	11

(方針事項)

第1 交通施策に関する基本的事項	11
1 交通体系の整備の方針	11
2 対策	12
(1) 県道及び市町村道の整備	12
① 県道等の整備	12
② 市町村道の整備	12
(2) 交通確保対策	12
第2 情報通信施策に関する基本的事項	12
1 情報通信施策の方針	12
2 対策	13
(1) 電気通信施設の整備	13
(2) 情報化の推進	13
第3 産業基盤施策に関する基本的事項	13
1 産業基盤施策の方針	13
2 対策	14
(1) 農道、林道及び漁港関連道の整備	14
① 農道の整備	14
② 林道の整備	14
③ 漁港関連道の整備	14

④ 都道府県代行制度の積極的な活用	14
(2) 森林・農用地の保全	14
① 森林の保全	14
② 農用地の保全	15
第4 経営近代化施策に関する基本的事項	15
1 経営近代化施策の方針	15
2 対策	16
(1) 農林水産業の振興	16
① 農業の振興	16
イ 魅力あふれる農業・農村の実現	16
ロ 地域の特性を生かした多彩な農業の展開	16
② 林業の振興	16
イ 活力ある林業・木材産業の確立	16
ロ 多様な森林整備と交流の推進	17
③ 水産業の振興	17
イ 資源の安定確保と環境づくり	17
ロ 消費者の視点に立った安全・安心な生産体制の確立	17
ハ 人材育成と経営体のレベルアップ	17
ニ 地域に根ざした水産業の競争力の強化とブランドづくり	17
ホ 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備	17
(2) 地場産業の振興	18
① 住民創意工夫による地場産業の振興	18
② 伝統的地場産業の振興と流通販路の拡大	18
(3) 企業の誘致・育成	18
① 広域的な企業誘致の推進	18
② 立地企業の育成強化	19
(4) 起業の促進	19
(5) 地域に密着した商業の展開	19
第5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	19
1 地域資源の活用に係る施策の方針	19
2 対策	19
(1) 地域資源活用施策の実施	19
(2) 再生可能エネルギーの利用推進	20
第6 文教施策に関する基本的事項	20
1 教育の振興の方針	20

(1) 学校教育等の充実	20
(2) 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備	20
2 地域文化の振興等の方針	20
(1) 多様な文化芸術活動の促進と交流	20
(2) 誇り高い地域文化の継承と発展	21
3 対策	21
(1) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	21
① 地域の実情に応じた適正規模の教育環境の整備	21
② 教育環境の整備	21
(2) 社会教育施設等の機能充実及び強化	21
(3) 地域文化の振興等	22
第7 社会、生活環境及び高齢者福祉施策に関する基本的事項	22
1 医療の確保の方針	22
2 生活環境の整備の方針	22
3 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	23
4 対策	23
(1) 無医地区対策	23
(2) 特定診療科目に係る医療確保対策	23
(3) 水道、下水処理施設等の整備	23
① 水道の整備	23
② 下水処理の推進	23
③ 廃棄物処理	24
④ 交付金の活用	24
(4) 消防救急体制の整備	24
① 消防防災体制の強化	24
② 救急搬送体制の充実	24
(5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	24
① 高齢者の保健・福祉の充実	24
② 高齢者の自立と生きがい対策	25
(6) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	25
① 児童の保健・福祉の充実	25
② 障害福祉の充実	25
③ 地域福祉活動の推進	25
第8 集落整備施策に関する基本的事項	26
1 集落整備の方針	26

2	対策	26
	集落の再編整備	26
第9	国土保全施策に関する基本的事項	26
1	国土保全整備の方針	26
2	対策	27
	国土保全施設整備	27
第10	交流施策に関する基本的事項	27
1	交流施策の方針	27
2	対策	28
	(1) 地域間交流の促進	28
	(2) グリーン・ツーリズムの推進	28
	(3) 観光又はレクリエーションの促進	28
第11	森林・農用地等の保全施策に関する基本的事項	29
1	森林、農用地の保全施策の方針	29
2	対策	29
	(1) 森林、農用地の整備・保全	29
	① 森林整備	29
	② 農用地の保全	29
	(2) 認定法人における事業の推進	29
第12	担い手施策に関する基本的事項	30
1	担い手施策の方針	30
2	対策	30
	(1) 魅力ある山村づくりの推進	30
	(2) 人材の育成	30
	(3) 認定法人における事業の推進	30
第13	鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	31
1	鳥獣被害防止施策の方針	31
2	対策	31
	鳥獣被害防止対策の実施	31

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	32
V 基本方針付属資料	33

山村振興基本方針書

都道府県名	宮城県
作成年度	平成 17 年度
変更年度	平成 29 年度

はじめに

条件不利地域である振興山村に対しては、これまで生活の改善という観点から、産業基盤、生活環境、保健・医療・福祉、教育など様々な分野での総合的な施策が講じられ、ハード面の整備は着実に進められてきたが、中枢都市仙台市や地方中心都市、そしてその周辺に人口の流出が続いており、特に地方中心都市への連携も不利な地域では、就労や通勤が困難なことから人口の流出が著しい。

一方、国民の価値観や生活様式の多様化に伴い、定住地を必ずしも都市部ではなく豊かな自然環境の中に求める動きが見られるなど、多様な国民ニーズに対応した施策の展開が必要となってきた。

また、国、地方を通じた財政状況の悪化など自治体の行財政環境は大きく変化しており、振興山村を有する市町村を取り巻く状況は、今後も厳しくなるものと予想されている。平成 21 年 9 月までに行われた市町村合併により、合併前（平成 15 年 3 月）の県内 71 市町村は、35 市町村へと大きく減少したほか、栗原市や登米市など、広域圏全体が 1 市となるなど、合併後における振興山村の位置付けは大きく変わろうとしている。

このような振興山村を取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、広域生活圏の中でそれぞれの地域が担う役割を明確にし、市町村の境界を越えた連携の向上と下水道・住宅の整備、情報通信基盤の整備、福祉サービスなどの生活環境整備を推進するとともに、都市と農山漁村の共生・交流の促進、少子化対策等を進めるほか、地域にある資源を改めて見直し、その地域に暮らす人たちが自らの地域の将来像を描き、その実現に向けて創意工夫をしながら積極的に取り組んでいくことが重要である。

I 地域の概況

(1) 自然的条件等

① 自然

宮城県は、東北地方の東南部に位置しており、東部は太平洋に面し、西部には 1,000m を超える諸峰を有する奥羽山脈が連なり、北東部及び南東部には高原状の山地が続いている。また、中央部には仙台平野が広がり、山々の周縁から平野部にかけては里山と呼ばれる丘陵地帯が広く分布している。

本県の年間平均気温は、平野部と海岸地方では 12℃前後であるが、奥羽山脈に位置する西部では 10℃前後と若干低く、高地では 9℃くらいの所もある。また、県北部と南部の温度差は 1℃前後で比較的小さい。

本県の年間平均降水量は、約 1,300mm であるが、奥羽山脈の西部では 1,400mm から 2,000mm と県平均を大きく上回っており、その地域に位置する多くの市町村が豪雪地帯に指定されている。

② 振興山村の概況

平成 17 年 10 月までの市町村合併後の本県 44 市町村のうち、山村振興法（昭和 45 年 5 月 11 日法律第 64 号）に基づいて指定された振興山村は、12 市町（4 市 8 町）であり、県全体市町村数の 27.3% を占める。地域分布は、奥羽山脈が走る西部、北上山地の東部、阿武隈山地の南部にすべて属しており、振興山村の総面積（262,578 h a）は、県土総面積の 36% であるが、総人口は 156,726 人と、県総人口の 6.6% を占めるに過ぎず、人口密度は、県平均の約 5 分の 1 である。また、振興山村の総面積の 84.3% に当たる 221,262 h a が林野で占められており、県平均の 56.8% と比べ、比率で約 1.5 倍となっている。

振興山村は、過疎地域（2 市 4 町。過疎地域とみなされる 1 町及び過疎地域とみなされる区域を有する 1 市を含む。）や、豪雪地帯（2 市 4 町。特別豪雪地帯 1 町を含む。）、特定農山村地域（3 市 8 町）に重複して指定されている地域が多く、それぞれの制度からも振興が図られる地域となっている。

振興山村の指定状況

指定年度	振興山村指定年月日	市町村名	振興山村名	他の制度の指定状況
昭和 40 年度	昭和 41 年 3 月 31 日 総理府告示第 11 号	丸森町	丸森町、大内村、 筆甫村	過疎、特農（筆甫村）
		登米市	米川村	過疎、特農
昭和 41 年度	昭和 41 年 12 月 20 日 総理府告示第 54 号	仙台市	秋保村	豪雪
		南三陸町	戸倉村	特農
昭和 42 年度	昭和 42 年 12 月 15 日 総理府告示第 56 号	七ヶ宿町	七ヶ宿村	過疎、豪雪、特農
		本吉町	津谷町	特農
昭和 43 年度	昭和 43 年 12 月 28 日 総理府告示第 46 号	加美町	小野田町 宮崎村	過疎、特農、豪雪
昭和 44 年度	昭和 44 年 12 月 27 日 総理府告示第 44 号	鳴子町	川渡村、鬼首村	過疎、特豪雪、特農
		栗原市	文字村	過疎、豪雪
昭和 45 年度	昭和 45 年 12 月 24 日 総理府告示第 53 号	仙台市	広瀬村、大沢村	豪雪
		大和町	吉田村、宮床村	特農
		栗原市	花山村	過疎、豪雪、特農
昭和 46 年度	昭和 47 年 2 月 3 日 総理府告示第 5 号	気仙沼市	新月村	特農
		仙台市	根白石村	
		登米市	横山村	過疎、特農
昭和 47 年度	昭和 48 年 3 月 5 日 総理府告示第 8 号	川崎町	川崎町、富岡村	豪雪、特農
		南三陸町	入谷村	特農
計		12 市町	24 地区	

(過疎：過疎地域、豪雪：豪雪地帯、特豪雪：特別豪雪地帯、特農：特定農山村地域)

③ 人口

仙台市を含む振興山村の人口は増加しているが、仙台市を除いた振興山村の人口は、昭和 40 年の 88,965 人に対し、平成 12 年では 73,618 人と減少している。

昭和 40 年から平成 12 年までの 35 年間についてその動向をみると、県全体では 35% の増加に対し、仙台市を除いた振興山村では 17% 減少しており、仙台市を除いた振興山村からの人口流出が著しく大きなものとなっている。

高齢者（65 歳以上）人口の比率については、仙台市を除いた振興山村で昭和 40 年と平成 12 年を比較すると、昭和 40 年では 7.6%、平成 12 年では 26.2% となっており、県全体の 11.2 ポイントの増加に対して、18.6 ポイント増加しており、仙台市を除いた振興山村における高齢化の進行は顕著である。

(2) 産業及び経済状況

① 産業

イ 就業人口

県全体の就業人口は、平成12年時点で1,153,411人であり、昭和40年と比較して、45.7%増加している。これに対し、振興山村全体では41.4%の増加となっているが、仙台市を除いた振興山村においては11.4%の減少と、労働力の低下が著しい。

産業別就業人口の推移を見ると、全県では第1次産業は減少し、第2次産業は増加、第3次産業は大幅な増加となっている。昭和40年時点でのそれぞれの構成比は、38.3%、18.7%、43.0%であったのに対し、平成12年では、6.5%、26.7%、66.8%と産業構造の大幅な転換が明らかとなっている。

振興山村における傾向を見ると、昭和40年では、第1次産業の就業人口が他の産業の就業人口を大きく上回っていたが、昭和60年には、第1次産業より第2次産業あるいは第3次産業の就業人口が多くなった。この推移及び現況を見る限り、振興山村においては、既に第1次産業が基幹産業であるとは言えない状況となっており、生産から加工までを行う、いわゆる1.5次産業への就業割合が多くなっている。

ロ 各産業の状況

i 産業別生産額等

就業別純生産額の推移を見ると、それぞれ個別の生産額は増加しているものの、振興山村を有する市町村（仙台市を除く。）における第1次産業の割合は県全体と比較して1.6倍となっており、依然として振興山村を有する市町村（仙台市を除く。）では他の地域と比較して、第1次産業が地域経済に占める割合が高い。

平成12年度の県内の1人当たり市町村民所得は278万6千円で、仙台市を含む振興山村では208万6千円、仙台市を除いた振興山村では198万3千円と、70万円から80万円の所得格差が生じており、振興山村にとって大きな問題となっている。

ii 農林水産

《農業》

振興山村の農家数は、平成2年の11,885戸から平成12年には9,839戸となり、17.2%の減少となっている。しかし、第1種・第2種兼業農家が減少している中で、専業農家は増加している。平成12年度時点での農業従事者は、11,799人であるが、65歳以上の高齢者が6,589人と、全体の55.8%を占め、29歳以下の9.8%をはるかに上回っており、農業の高齢化が顕著となっている。

主な農産物は、米と畜産物で、稲作は平坦地を中心に山間部まで行われており、その生産性は比較的低い。また、地域特性を利用した野菜や果樹、園芸栽培が行われているが、経営規模は小規模である。

《林業》

県内主要林業地を擁している振興山村においても、木材価格の低迷等により森林所有者の経営意欲は減退し、林業就労者の減少と高齢化（65歳以上の就業者数は全体の23.8%）が進んでおり、特に人工林における間伐等の手入れ不足（間伐実施率29.4%）が生じている。

《漁業》

平成12年度時点での漁家数は、振興山村全体で208戸（うち専業47戸）あるが、海面に接している三陸沿岸の旧津谷町（本吉町）と旧戸倉村（南三陸町：旧志津川町）が振興山村全体の93.3%に当たる194戸（うち専業43戸）と多く、養殖業が盛んである。

iii 商工・観光

《商工》

工業については、事業所数、従業員数とも全県に占める割合は低い上に、年間製造品出荷額ではさらに大きく下回り、労働生産性も低い。一方、商業については、大規模小売店舗の立地も少なく、小規模な小売店が多い状況となっている。

《観光》

振興山村のエリアには、七ヶ宿町、川崎町及び仙台市（旧秋保町）に広がる蔵王国定公園、鳴子町及び栗原市（旧栗駒町、旧花山村）に広がる栗駒国定公園、南三陸町（旧志津川町）及び登米市（旧津山町）の三陸復興国立公園のほか、蔵王高原、二口峡谷、船形連峰、阿武隈溪谷及び気仙沼の県立自然公園があるほか、温泉、湖沼、スキー場、登山道などの観光施設に恵まれている。

本県における観光客の入込数は、年々増加しており、振興山村を有する市町村においても同様となっている。しかし、宿泊観光客に関しては、景気の低迷等も影響して年々減少傾向にあるが、日帰り観光客は増加している。

② 公共施設等の整備状況

振興山村における公共施設等の社会資本の整備は、山村振興法が制定された昭和40年以来、改善が図られてきている。

その中でも、道路整備は、これまで精力的に取り組まれてきた分野である。山村振興対策が始まったころの人口増加率と道路改良率・舗装率との関係は、人口減少の著しい地域ほど改良等が進んでいないという関係にあったが、近年ではその相関は消失し、これまでの山村振興対策の最大の成果であると言える。

医療施設については、千人当たりの病床数で比較すると、他の地域の約6割（仙台市を除いた場合約3割）の水準であるとともに、医師数でも約5割（仙台市を除いた場合約3

割) の水準となっており、医療水準については、いまだ格差が大きい。

社会教育・文化施設については、振興山村は他の地域と比べても余り差がなく、このことは、これまでの山村振興対策等の成果とも言える。

教育施設については、児童・生徒数の減少に伴い、振興山村においては、1校当たりの児童・生徒数は少なく、学校は小規模である。

③ 財政状況

振興山村を有する市町村の財政構造は、仙台市など一部の市町村を除くと、財政力指数が他の市町村と比べて低く、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する弱い財政基盤となっている。また、経常収支比率が他の市町村に比べて相対的に高く、財政構造が硬直化しつつある市町村が多い。

II 現状と課題

(1) これまでの山村振興対策の成果

振興山村には、昭和40年以降、山村振興法に基づき、道路整備や産業の振興、生活環境の整備、医療の確保など、総合的な山村振興対策が講じられてきた。また、幹線道路の整備や多目的ダム等の国土保全施設の整備により生活環境が大きく改善された。しかし、一部の地域を除き、振興山村全体としては依然として若者の流出と人口の減少が続くとともに、少子・高齢化の急速な進行もあり、地域の活力減退が見られる。

具体の課題については、以下に示すとおりである。

(2) 振興山村の課題

① 高齢化の進行

イ 地域の活力の維持

多くの振興山村は、他の地域に先行して高齢化が進行しているが、今後、地域の活力の維持、発展を図る上で、高齢者各自が持つ個性と能力、経験を生かした、生活の豊かさを実感できる社会の構築が求められている。

ロ 要介護高齢者の増加への対応

75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症等の介護ニーズが高まっている。これらの要介護高齢者に対する保健・医療・福祉サービスについて、予防策を含め適切に供給できる体制や、住民同士が支え合いながら安心して生活できる地域づくりが必要である。

② 産業活力の不足

イ 若年就業者の減少への対応

多くの振興山村では、他の地域に比べ就業人口の減少が顕著であり、企業誘致や地域資源を活用した新たな産業の創造など、若年就業者層の定住を促進する必要がある。

ロ 地域資源の見直しと所得格差の是正

都市等との所得格差の是正のためには、地域の各産業分野の労働生産性を高めるとともに、地域資源の見直しと都市住民のニーズに的確に対応した、地域独自のサービスの提供が必要である。

③ 生活空間の整備

イ 基底的都市機能の立ち遅れ

下水道など基底的な生活基盤施設は、これまでの山村振興対策により、ある程度の整備

は進んだものの、今後若者の定住促進と都市からの交流人口の増加を図る上からも、より快適な生活環境の整備を促進する必要がある。

ロ 人口移動スタイルの変化への対応

最近では、定住地を必ずしも都市部ではなく豊かな自然の中に求める人々も増えてきていることから、生活空間としての振興山村の可能性を認識し、定住促進のため地域の既存の施設や資源を効率的・効果的に活用する必要がある。

④ 機能分担等広域的な視点

イ 圏域中心都市の育成

振興山村の人口流出防止と定住化を促進するためには、雇用の場や各種都市的サービスを提供する地方中心都市が必要である。このため、振興山村と都市部とを連絡する交通網を整備するとともに、地方中心都市に雇用の場を確保するため、中心都市の機能充実、産業の高度化等を推進する必要がある。

ロ 機能分担

財政力が弱い振興山村が、産業の振興や生活基盤の整備等をそれぞれの地域で個々に行うことは非効率である。広域行政圏や生活圏といった広域的な視点に立ち、それぞれの地域が多彩な特性を生かしながら、相互に連携協働し、戦略的な重点投資を行う必要がある。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

(方針理念)

(1) 基本方針の理念

本方針は、平成19年3月に策定した「宮城の将来ビジョン」に基づき、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念として、振興山村がさらに魅力ある地域として振興が図られていくことを目的に策定するものである。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて同年9月に策定した「宮城震災復興計画」において、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」を進め、「創造的な復興」を実現することを基本的理念として掲げ、復旧・復興を県政の最優先課題として取り組んでいる。

県内の振興山村においては、これまでの山村振興法に基づく山村振興事業の計画的な展開により、各種生活基盤の整備が進み、他地域との格差が小さくなるとともに、住民と一体となった地域活性化への取組も活発となっているが、全体的には、構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等といった状況が続き、依然として地域活力の低下を招いている。このような振興山村の置かれている現状を直視しつつも、豊かな自然・空間に着目し、振興山村の振興を促進するための基本的方向をここに示す。

(2) 基本的方向

『活力とやすらぎのある地域社会の形成』

① 魅力ある生活空間の創造

振興山村の生活基盤が着実に改善してきている中、単に都市に追いつくという視点ではなく、振興山村の優れた自然環境や空間、文化的・歴史的資産を積極的に評価、活用し、振興山村を新たな居住地として志向する人々の増大も視野に入れ、都市に欠けているゆとりある居住の場として、高齢者や障害のある人を含めたすべての人が安心して日常生活を営むことができるよう、既存施設の有効利用を積極的に図りながら環境整備を進めていく。また、人々の活動は広域化してきており、地域の中心都市との連携を強化し、都市的サービスとゆとりある居住環境、そして豊かな自然とを併せて享受できる、質の高い自立的な地域づくりを推進する。

このためにも、振興山村における情報通信基盤の整備強化を進め、地域の人々がインターネットや携帯電話等を容易に、かつ、主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮できる環境を実現する。

② 活力に満ちた社会の形成

人口の流出に歯止めを掛けるためには、農林水産業や地域活動の担い手や後継者となる若年層にとって魅力のある雇用の場を通勤可能な圏域に確保することや、生活様式の変化に対応した新しい生活空間の場を提供する必要がある。さらに、振興山村自らが地域の資源を生かし、特徴ある多面的な産業の振興を大胆に展開するとともに、産業の集積が進ん

だ地方中心都市の振興と交通通信体系を整備する。また、生活において文化的な充足感が味わえるよう、圏域内に各種の文化施設やスポーツ関連施設を整備する。

③ 自然環境の保全、歴史・文化の保存と創造

県内の振興山村は、総じて自然環境に優れ、その豊かな自然環境は、県民に保健休養等の多面的な恵みをもたらしており、県民の財産として大切に保全し、次代へ引き継いでいく。そのため、自然環境の保全を積極的に推進するとともに、美しい景観を生かしながら、環境にやさしい生活様式、生産活動の実践など、人と自然が共生する地域社会の形成を推進する。また、振興山村の持つ歴史や伝統文化の価値を再評価し、地域の新しい文化の創造に努め、振興山村をさらに魅力ある地域としていく。

(3) これからの振興山村の視点

前述の基本的方向を実施する上で、次に述べる視点を重視する。

① 新たな生活空間の提供

豊かな地域資源や多様な文化・伝統を持つ地域社会の風土を継承しながら、情報化や価値観が多様化する時代に即した新しい文化や生活様式を創造する。また、定住地を必ずしも都市ではなく豊かな自然環境の中に求める人々も増大しつつあることから、社会活動の広域化に対応した生活条件を整備することにより、都市住民の新しい生活様式を実践できる場とする。さらに、これらの生活空間整備に際しては、厳しい財政状況も考慮し、既存施設の有効利用など創意工夫を図り、地域内の資源が持つ可能性を最大限に引き出す方向で、各種施策や事業を推進する。

② 地域間交流の推進

自然に恵まれた生活空間や景観を有する振興山村は、人間の活力のかん養や活動・居住の場にとって県民全体の掛け替えのない資産であり、また、都市住民にとっては、保養や休息の場としての価値は高い。閉そくがちな振興山村の活性化のためにも、都市住民のニーズを的確に把握しながら、相互の交流を促進するとともに、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受け入れ態勢の整備を推進する。

③ 少子・高齢化への対応

少子・高齢化の進行に対応するため、保健・医療・福祉・教育等の基礎的な生活条件の維持確保を図り、住民同士の支え合いによる地域づくりを目指すとともに、地域の資源、伝統文化を再評価し、振興山村に生活することへの生きがい、自信、誇りを創出する。また、高齢者や子ども達の積極的な社会参加による地域特有の伝統文化・くらしの文化の振興など、地域住民が一体となった総参加型の魅力のある地域づくりを進める。

④ 住民参加による地域経営の推進

平成12年国勢調査によると、仙台圏の一部の市町を除く県内ほとんどの市町村で人口減少傾向にあり、振興山村地域に限らず、過疎化は広域的に進行している。一方では、市町村合併の進展に伴い、より大きな行政単位が誕生し、振興山村を取り巻く環境は大きく変化しつつある。振興山村への従来のような行政支援サービスの維持は難しくなることから、環境変化を直視し、住民参加型の地域経営に取り組み、主体的な地域振興を図る必要がある。

⑤ 人材の育成・確保

振興山村においては、少ない人数で広範囲にわたる課題に対応しなければならないため、それらを調整し、リードする人材が不可欠である。そのような地域づくりの中核となる担い手を育成確保する仕組みを構築する。また、地域の自立のためには、住民が地域の運営に主体的にかかわる機会の創出を図り、住民自ら地域を担うという意欲を高めていくことも必要である。

⑥ 戦略的・重点的投資の一層の推進

振興山村を含む市町村は、他の地域と比べ財政力が一般的に弱い弱であるために特別法等により各種優遇措置が執られている。限られた財源と、国の交付金を始めとする振興山村ならではの措置を有効に活用するためにも、地域における戦略的な事業にそれらを重点的に活用し、事業効果が一層高まるような施策の推進を図る。

(方針事項)

第1 交通施策に関する基本的事項

1 交通体系の整備の方針

振興山村の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流と連携を促すためには、生活圏の拡大を考慮した広域的な基幹道路の充実とネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備が重要な課題である。一方では、高齢化社会に対応した生活者の安全と安心な暮らしを支える道路整備も欠くことができない。このため、高速交通体系である高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進するとともに、これらへのアクセス道路や新幹線駅への連絡を強化する道路をはじめ、自然との調和に十分配慮しつつ、観光やリゾート整備、企業誘致等の産業振興等を支援する道路、振興山村と地方中心都市を結ぶ幹線道路等を広域的な観点から整備促進し、ネットワーク機能の強化を図る。また、医療・福祉施設への連絡強化や生活の利便に資する道路のほか、農道・林道等の産業基盤についても整備を促進するなど、総合的な交通体系の整備を図る。

2 対策

(1) 県道及び市町村道の整備

① 県道等の整備

振興山村における国道（知事管理分）及び県道は、広域生活圏の中心都市と振興山村市町村を結ぶ重要路線であり、地域の産業経済の発展、生活水準の向上に大きな役割を果たしている。このため、広域的な産業の振興、地域間交通網の確立、広域的な事業の推進に視点を置いて重点整備する。

② 市町村道の整備

市町村道は、地域住民の日常生活に欠かせない生活関連施設であるとともに、産業の振興など経済的活動を支える基本的な社会基盤施設であるため、必要な路線については計画的な整備が必要である。このため、産業基盤や生活環境の向上に役立つ主要集落相互間及び駅、教育施設、医療施設等の公共施設を結ぶ幹線道路について重点的に整備を図る。また、振興山村のうち過疎地域の自立促進に資する基幹的な市町村道については、都道府県代行制度を活用するなどして整備に努める。

(2) 交通確保対策

振興山村の住民にとって路線バス等の公共交通機関は、通勤、通学、通院、買物等日常生活を送る上で、とりわけ高齢化が進む地域社会の維持にとって、不可欠な手段となっているが、近年自家用車の普及や人口減少による利用者の減少に伴い、運行を維持することが困難となってきている。このため、路線バスについては、輸送需要に適応した運行システムの再編、運行内容の整備等、バス事業者の経営改善に対し指導を行うとともに、バス路線維持のための支援措置を講じる。また、路線バスの維持が困難な場合は、乗合タクシー、ミニシャトルバスなど多様な代替交通手段も含め、地域の実情に即した交通の確保を推進する。さらに、積雪・寒冷地域の冬期交通を確保するため、路線の除雪・凍結防止等の体制整備と適切な作業を実施する。

第2 情報通信施策に関する基本的事項

1 情報通信施策の方針

近年、情報通信技術の飛躍的発展によって、産業、教育、文化、行政等のあらゆる分野での情報交流が進展しており、情報化は振興山村における定住を考える上でも欠かせないものとなってきている。

振興山村の不利な地理的条件から生じる時間と距離の問題を克服し、住民の安全・安心の

向上、定住のための生活条件の向上や広域的な連携・交流の促進を図るため、情報通信施設等の整備を図り、情報通信サービスが提供されない地域の解消を図る。また、情報教育の充実により県民の情報リテラシーの向上を図り、だれもが自由に必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる環境づくりを促進する。

2 対策

(1) 電気通信施設の整備

振興山村における情報基盤の整備は、地形的制約や採算性の面から整備が遅れがちとなっているため、地域住民の利便性向上や各種産業の振興、交流人口の増大のため、携帯電話サービスが提供されない地域の解消のために携帯電話のエリア整備やインターネット社会に対応した高度な情報通信基盤整備を促進する。

(2) 情報化の推進

振興山村は、生活面、産業面とも不利な地理的条件から生じる時間距離等の問題を抱えており、その克服には、高速交通体系の整備はもちろんのこと、高度情報化時代に対応した情報基盤の整備推進が重要である。このため、ブロードバンド時代にふさわしい高速通信ネットワークの整備を促進し、行政手続の電子化など電子自治体による住民サービスの向上や住民健康システム等、生活に密着した情報提供の充実を図ることにより、住民に効率的なサービスを提供できる体制を整備する。また、教育面での活用をはじめ、地域の特性・優位性の周知により、都市とのリアルタイムな情報交流を促進し、地域間交流等の機会拡大を図る。

なお、その整備にあたっては、高齢者等の使い勝手にも配慮した情報化の推進に努める。

第3 産業基盤施策に関する基本的事項

1 産業基盤施策の方針

地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な振興山村において、基幹となる農道等やほ場及びかんがい排水等の整備を行い、産業の持続的な発展と住みやすい環境整備を促進する。また、産業基盤の整備を進めるにあたっては、振興山村の豊かな自然環境を維持することも重要であることから、森林や農用地の保全に努める。

2 対策

(1) 農道、林道及び漁港関連道の整備

① 農道の整備

広域農道の整備は、営農の機械化、団地化、広域化等による農畜産物の生産性の増大や流通圏域の拡大等による収益性の向上につながることから、振興山村における農業振興のためにも必要である。また、その促進を図るとともに受益地区の各生産団地を有機的に連結させる農道ネットワークの確立に努める。

なお、農村景観や自然環境の保全に配慮しつつ、人に優しく安全で快適な農道整備により農村環境の向上に努める。

② 林道の整備

林道は、森林の適正な管理と効率的な林業経営のための基幹的な施設であるとともに、森林空間の総合的利用の推進や振興山村の産業振興及び定住の促進を図る上でも、重要な役割を果たしている。このため、基幹道を始め、森林管理道及び作業道を積極的に整備し、林業の機械化に対応できる高密路網の整備に努め、低コスト林業の確立を図る。また、既設林道については、改良事業や舗装事業を促進し、機能の向上を図る。

③ 漁港関連道の整備

漁港関連道は、漁業生産基盤の整備を進める上で重要であるため、特に主要漁港関連道については、引き続き整備を促進する。

④ 都道府県代行制度の積極的な活用

振興山村のうち過疎地域の自立発展に資する基幹的な農道及び林道については、代行制度により整備を促進する。

(2) 森林・農用地の保全

① 森林の保全

近年、県民の価値観の変化や生活様式の多様化、余暇の増大等により、保健・文化・教育的な場としての森林の果たすべき役割に対する期待や、日常生活の中に木のぬくもりを求める風潮が増大している。また、地球温暖化防止や自然保護、環境保全面での森林に対する関心も高まってきている。このため、木材生産等の経済的機能及び県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益機能など多面的な機能が維持発揮できるよう、林業の振興と観光及び休養施設の整備を総合的に調整しながら、森林の保全と整備を図る。特に、貴重な原生林については積極的な保全に努める。

森林の保全と整備に当たっては、国有林、民有林の一体的な保全・整備体制を整えるとともに、民有林にあつては、市町村森林整備計画に基づき間伐及び保育を着実に推進する。また、森林の保全・整備を強化、促進するため、中心的担い手となっている森林組合の機能強化、広域合併や民間事業者との連携などにより経営基盤強化を図る。さらに、森林の役割と山村の生活について、都市住民の理解を得ながら、交流を深めるとともに、県民のレクリエーション、文化・教育的活動、保健休養の場としての要請にこたえるべく、ふるさとの面影を残す里山に多様な森林の機能を活用した自然とのふれあいの場の整備を推進する。

② 農用地の保全

食料生産基地として必要な農用地の確保と整備を促進し、食料需給の動向に対応した農用地の利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化、不断の良好な管理を通じ農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、県土保全等における農業の有する機能が高度に発揮されるよう配慮する。また、地域内の農地・農業用水等の資源が、将来にわたって良好な状態で保全管理されるよう、農業者だけでなく地域住民などの参画を促進するとともに、地勢等の地理的条件が悪い地域においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、不利な農業の生産条件への支援を行う。さらに、住宅用地、道路、公園、運動用施設の整備など、農用地の農業以外の利用計画との整合性を図り、優良農用地の保全に努めるとともに、遊休農地の発生防止・解消に努める。

なお、森林と併せて農用地の管理水準の向上を図るため、関係機関・NPO団体等多様な主体の参画を推進する。

第4 経営近代化施策に関する基本的事項

1 経営近代化施策の方針

振興山村における産業の振興は、若者にとって魅力ある就業の場を確保・増大させることが最優先課題であり、地域の特性に応じた農林水産業の高度化と地場産業の振興を図るとともに、企業誘致や地域の空間・自然・歴史環境を活用した、調和のとれた観光産業の振興が必要となっている。このため、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、広域的な機能分担と地域産業の業種間ネットワークや生活・文化との有機的な連携を図るとともに、全体をマネジメントする経営手法を積極的に導入し、付加価値の高い魅力ある産業の創造・育成に努める。また、これらの推進に当たっては、高齢者等の地域住民の知識や民間活力の活用を図るとともに、生活排水対策など振興山村の持つ良好な環境の保全に留意する。

2 対策

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

イ 魅力あふれる農業・農村の実現

農村が果たしている役割と農業の有する機能を生かしながら、快適でゆとりのある農村を目指し、生産環境・生活環境を総合的に整備するとともに、高付加価値型農業の展開やグリーン・ツーリズムの推進など地域の特性に応じた農業振興を進め、地域の自立を促進する。また、人口の流出や高齢化の進行等により、連帯感が希薄になりつつあることから、広域的に土地や労働力の利用調整が図られるよう、地域農業のマネジメント機能を強化する。さらに、環境の保全に配慮した農業を一層推進し、人と自然が共生する豊かな生活空間を実現する。

ロ 地域の特性を生かした多彩な農業の展開

水稲をはじめとする土地利用型作物については、農地等の高度利用による効率的な農業生産実現のための生産基盤の整備を促進する。また、生産条件の厳しい中山間地域等においては、水稲と園芸・畜産を組み合わせた複合経営を推進し、地域の特性を活かし多彩で収益性の高い農業の展開を図る。

園芸・畜産については、遊休農地等既存資源の有効利用や果樹の新産地づくりを進め、高付加価値化や、みやぎブランドの確立を目指すなど、アグリビジネスの推進と新たな生産構造を確立する。

② 林業の振興

イ 活力ある林業・木材産業の確立

再生可能な森林資源の有効活用、県産材の安定供給体制の確立が地域の自立や循環型社会を構築する上で重要な課題である。

戦後植林された森林は、木材として利用可能な時期にあることから、林道の整備や機械化作業の推進、製材システムの省力化などにより、木材の生産から加工・流通までのトータルコストの低減を図るとともに、消費者ニーズに対応した木材製品の供給体制の構築を促進し、林業・木材産業の活性化を図る。

条件整備に当たっては、流域管理システムの推進母体である流域森林・林業活性化センター等と連携を図りながら、必要な施策を推進する。さらに、きのこの等の特用林産物についても、栽培技術の開発等の施策を推進し、産地形成を図る。

ロ 多様な森林整備と交流の推進

森林は、木材等林産物の供給に加え、県土の保全や水源のかん養、安らぎと憩いの場の提供など多様な機能を有しており、次代に引き継いでいかなければならない大切な財産であることから、今後、これらの森林の諸機能を維持するためには、適切な森林整備と県民の支援・協力が不可欠である。このため、特に人工林については、間伐を重点的に進めるとともに、長伐期や複層林施業への誘導や針広混交林化等を図るほか、都市・山村の交流により、受益者としての都市住民の森林に対する理解と関心を深めさせ、両者の新たな協働関係の構築を図る。また、森林体験学習機会の提供等を通じ森林が持つ多面的機能に対する県民意識の高揚を図り、森林整備への県民参加と支援・協力を促すとともに、適正な森林管理から発生する間伐材等を活用した新たな産業の創出に努める。

③ 水産業の振興

イ 資源の安定確保と環境づくり

地域産物として重要な磯根資源など、多くの魚類で資源水準が長期に低位にあり漁獲量の減少がみられることから、資源の維持及び回復に向け、漁業者自らが自主的に資源管理を促進する。また、消費者ニーズに対応し、漁場環境に配慮した持続的かつ安定的な養殖業を確立する。

ロ 消費者の視点に立った安全・安心な生産体制の確立

自然環境に恵まれた海域を保全し、安全・安心な水産物を供給するとともに、生産・流通段階における鮮度及び品質向上に関する水産業者等の主体的な取組を促進し、安全・安心な水産物に対する消費者の信頼を確保する。

ハ 人材育成と経営体のレベルアップ

経営指導や技術講習会の開催により、高い競争力を持った効率的で安定的な経営体の育成と将来にわたり水産業を担う人材の育成確保を図るとともに、施設の省力化・近代化等を推進し、労働環境の整備、促進により後継者の定着を図る。

ニ 地域に根ざした水産業の競争力の強化とブランドづくり

振興山村に産する鮮度感あふれる水産物のブランド化に向けた生産者団体自らの取組を推進する。また、地産地消の考え方を取り入れた、県民に愛される水産物の生産・供給体制を推進し、県民と生産地域との連携を促進する。

ホ 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備

水産業に関する情報の積極的な提供と県民との対話交流を促進する。また、漁村地域の景観や自然環境の保全に配慮した、災害に強く、快適で豊かな生活環境づく

りを促進する。

(2) 地場産業の振興

① 住民の創意工夫による地場産業の振興

振興山村が保有する多彩な地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、地域の生活・経済基盤の充実を促進し、若者等の都市部からの移住や定住、高齢者の雇用の確保などを図る上で、極めて重要である。このため、産地組合などが実施する新商品開発、需要開拓、人材育成や産業デザインの振興など、消費者ニーズに対応した高付加価値商品の開発を支援する。

特に、特産品づくりや「食材王国みやぎ」推進の一環として、農林水産物の高付加価値化を推進するため、原料生産から新商品開発・加工、流通・販売活動に至る地域ぐるみの生産販売体制の整備や生産加工施設及び流通販売施設の整備を促進する。

② 伝統的地場産業の振興と流通販路の拡大

振興山村には数多くの地場産業があるが、ほとんどが零細な個人企業であるため、原材料確保、新技術開発、販路の拡大、後継者の育成等の課題を抱えている。このため、生産者の自助努力と意識の高揚を図りながら、共同化、協業化等への取組や技術力向上の支援及び金融制度の活用により、原材料の計画的かつ安定的な確保や、消費者ニーズに対応した新製品の開発、従来商品の改良などを進め、地域ブランドの確立を図る。また、都市等との交流により消費者ニーズの把握を図るとともに、流通手段としての宅配便、インターネットを用いた通信販売等の活用を進め、近隣流通から広域流通へと販路の拡大に努める。

(3) 企業の誘致・育成

① 広域的な企業誘致の推進

振興山村における企業誘致は、雇用機会の拡大、地域の担い手である若者定住の促進と所得の向上など地域の維持発展を図る上で極めて重要である。このため、県と市町村が連携し、地域の特性を考慮しながら、地域内あるいは通勤可能な地域への広域的な工場立地が図られるよう企業誘致活動を展開し、優良企業を積極的に誘致するとともに、県は市町村が行う工場立地関連基盤整備への助成等を行う。また、企業の進出意欲を喚起するため、道路交通、産業基盤の整備・改善、質の高い人材の育成確保等に努めるとともに、事業主や従業員の快適な生活空間の確保や自然体験を取り込んだ魅力ある教育機会の提供等、ソフト基盤の総合的整備を進め、自然環境の保全や農林水産業との調和に配慮しながら、先端技術等研究開発施設との連携により推進する。

② 立地企業の育成強化

振興山村に立地している企業の多くが小規模企業であり、これらの育成強化が地域振興の鍵となっている。このため、県産業技術総合センターを中心として、技術指導や相談、技術者研修・講習会などを通じ、技術力の向上と人材の育成を図るとともに、次世代を支える福祉、医療、環境、新成長産業分野へ進出しようとする企業への支援施策の充実を図る。

(4) 起業の促進

多種多様なアイデアを基にした起業者の事業の立ち上げに際し、各分野の専門家による集中指導等による有望ビジネスの起業化に向けた伴走型支援を強化し、地域に新たな産業を創造する。また、意欲ある人材や高い経営感覚を持った担い手を育成するとともに、新しい分野に果敢に挑戦する経営者等に対し重点的に支援を行うことにより、有能な人材の定着と地域外からの受入れを推進する。

(5) 地域に密着した商業の展開

朝市、互市、夜市などへの地元商店の積極的な参加を促し、地域資源や技術を活用して付加価値を高めた地域産品の愛用運動の輪を広げるとともに、人、物、情報の交流の場として整備を進める。また、商工会等が取り組む経営改善普及事業の支援を図り、地域に密着した事業の展開により地域の活性化を図る。

第5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

1 地域資源の活用に係る施策の方針

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

2 対策

(1) 地域資源活用施策の実施

特色ある地域資源を有効に活用するため、地域ブランド品となるような特産物の生産振興や、加工業及び販売業の導入、また、6次産業化による商品開発や販路開拓等の取組を促進する。さらに、企画開発、マーケティング、販売等の強化など、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策等を推進する。

(2) 再生可能エネルギーの利用推進

森林から採取される木質バイオマスや温泉などの地熱、農業用水路などの小水力のほか、風力や太陽光などの自然資源を再生可能エネルギーとして地域の暮らしに取り入れていくことは、低炭素化による地域環境の保全のみならず、山村地域の経済活性化など、持続的な地域の発展に資する重要な取組であり、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にも繋がることから、地域特性を生かした多様な再生可能エネルギー等の導入促進を図る。

第6 文教施策に関する基本的事項

1 教育の振興の方針

(1) 学校教育等の充実

振興山村における教育施設は、全体的にある程度の整備は図られたものの、他の地域と比較するといまだ十分とはいえない状況にある。振興山村においては、過疎化と少子化が進行し、更なる児童生徒数の減少が予想されることから、「地域からの教育改革」を目指し、学校の実態や地域の実情を十分に考慮しながら、教育水準の維持向上と豊かな自然環境を生かした新しい教育環境の整備を促進する。

(2) 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備

心豊かな生活の創造と生きがいに満ちた地域づくりを住民参加の下に展開するため、多様な学習機会の確保と学習活動の拠点となる公民館や図書館など社会教育施設の機能の充実強化に努める。また、学習情報の提供や地域づくりに必要な人材の育成等、生涯学習を推進するための体制整備の充実を図るとともに、生涯スポーツ環境の整備も進める。

2 地域文化の振興等の方針

(1) 多様な文化芸術活動の促進と交流

平成28年3月に策定された「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」に基づき、地域ごとに個性のある伝統文化やくらしの文化を掘り起こし、地域戦略としての文化芸術振興施策を推進する。また、地域に根ざした文化芸術活動の活性化を図るため、地域の歴史や風習などの文化資源を生かした特色のある文化イベントの開催を促進し、地域内外との交流を生み出す。

(2) 誇り高い地域文化の継承と発展

急激な社会環境や経済動向の変容の中にあつて、本県の地域文化は歴史的風土に育まれながら受け継がれてきた。この有形無形の文化遺産は、次代に引き継ぐべき貴重な県民共有の財産である。

振興山村には、これらの財産が数多く残されていることから、地域の祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸や文化財に対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みながら、伝統文化の後継者や文化財等の保存技能者の育成といった人材育成に努めるとともに、埋もれている文化遺産を地域づくりの拠点として活用させるなど、新たな文化の創造と発展を推進する。

3 対策

(1) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

① 地域の実情に応じた適正規模の教育環境の整備

小・中学校の適正配置の見地から統合を計画する場合には、児童生徒数の推移を見極め、学校教育への影響、通学条件の整備、学校の持つ地域的意義等も考慮しながら、地域住民の十分な理解と協力の下に進める。また、統合等により廃校となる小学校等は、地域住民のコミュニティ活動の場としても重要な役割を担っていることから、再生、利活用を検討する。

② 教育環境の整備

振興山村の学校における教育水準の維持・向上と校舎、屋内運動場、プール等の整備充実とともに、地理的な不利を克服するコンピューター等情報機器の整備など、教育環境の整備を促進する。また、きめ細かな指導に配慮するとともに、スクールバス等の充実を図り、通学条件の整備を促進する。

(2) 社会教育施設等の機能充実及び強化

高齢者の社会参加活動機会の増大や生きがいの高揚に対応するための施設整備を進め、その活用を図るとともに、若者の生活様式に応じた体育・スポーツ、文化、交流施設などの充実を図ることにより、魅力ある定住環境を構築する。

公民館については、情報化、国際化に対応した機能や高齢者等に配慮した設備を備えるとともに、生涯学習の中核施設としての機能の充実に努める。

図書館については、県立図書館とのオンラインネットワーク化など、図書館相互の支援協力体制の確立に努め、住民の利便性を確保する。

体育施設については、広域行政圏や生活圏などの広域的な視点に立った整備を行うとともに、地域スポーツ活動の中心施設としてプール、体育館、運動広場等の整備を促進する。また、地域住民のスポーツ活動の振興のため、学校体育施設の開放や、住民の利

用向上のための設備の整備を促進する。さらに、高齢者や女性を含むすべての住民が年齢、体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、健康で充実した生活を営むことができるよう、スポーツ環境の整備を進める。

(3) 地域文化の振興等

独創的、個性的な地域づくりを展開するため、高齢者の積極的な社会参加のもと、地域固有の文化・芸能の保存や振興への取組を積極的に支援し、子ども達の郷土愛、自信、誇りを育むとともに、地域の将来を担う人材の育成に努める。

地域文化の振興等を担う施設については、恵まれた自然や独自の生活文化を考慮し、そして国際的な視点を持ち、世代間、地域間、業種間交流の推進の場としての活用に配慮するとともに、社会教育施設等への複合化や広域的な施設利用システムの構築を進める。

第7 社会、生活環境及び高齢者福祉施策に関する基本的事項

1 医療の確保の方針

振興山村では、新規に開設する民間の医療機関が少なく、他の地域以上に高齢化が進行していることから、在宅医療や疾病予防対策の充実が求められている。このため、住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けることができるよう医療体制の整備に努める。また、振興山村の保健や医療を確保するための、総合的な医療ネットワークを構築するとともに、医師、看護師等の医療従事者の養成確保と定着を促し、無医地区対策の充実にも努める。さらに、医療機関の協力を得て、一次医療、二次医療（二次医療圏単位）、三次医療（全県単位）それぞれの機能分担と連携強化、医療施設の充実等を図ることなどにより、地域における総合医療システムの確立を推進し、併せて、いつでもどこでも安心して医療を受けられるよう、患者輸送体系や道路など交通の利便機能整備を進めるとともに、広域搬送が可能なドクターヘリの活用を促進する。

2 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、これまで一定の改善が図られてきている。生活水準の向上はもとより、安全で、潤いと安らぎのある快適な生活環境を整備していくことは、振興山村における定住の促進や地域づくりには不可欠である。また、若者の定住を図るためにも、都市部並みの生活の快適性・利便性の確保、そして地域の新たなコミュニケーションの創出など魅力ある生活環境の整備を行う必要がある。

これからは、単に都市に追い付くという視点ではなく、振興山村の持つ優れた景観や文化等を積極的に生かしながら、総合的な定住環境の整備に努め、ゆとりある安全で快適な生活

の実現に積極的に取り組む。

3 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

振興山村の高齢化は、他の地域に比べ、進行が早い状況となっており、地域の実情を踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域包括ケアシステムを充実・推進することが最重要課題となっている。

高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯も多く、また、地域に広く分散して居住しているなど、地域での介護機能は低下しており、介護サービス基盤の整備が進められているものの、振興山村の高齢化の特性に配慮した保健・福祉、住宅政策等緊密な連携による総合的な対策が必要である。

多様化、高度化するニーズに的確に対応するため、既存施設の有効利用を図りながら、在宅福祉、施設福祉サービスの質的・量的拡充を推進するとともに、高齢者が健康を保ち、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める。また、少子化によって地域の活力が低下しないよう、子ども、そして異世代間のふれあいの機会のための条件整備、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を行う。

4 対策

(1) 無医地区対策

地域の実情等を考慮しながら、必要に応じて公的診療所整備の促進や、民間診療所整備を推進するとともに、医師派遣、国保診療所の整備充実、へき地診療所における運営に対する助成を引き続き実施する。また、へき地医療拠点病院やへき地診療所への支援体制の整備を推進するとともに、ICTを利用した在宅医療の促進や遠隔医療を推進し、無医地区における医療体制を充実する。

(2) 特定診療科目に係る医療確保対策

眼科、歯科、耳鼻いんこう科等の特定診療科目については、病院及び診療所における医療機会の確保を促進するほか、歯科診療については巡回診療車による巡回診療を充実し、地域住民の疾病治療を進める。

(3) 水道、下水処理施設等の整備

① 水道の整備

水道施設等の新設・拡充を推進するとともに、水道未普及地域の解消に努める。

② 下水処理の推進

豊かな自然環境を保全するため、生活排水の適切な処理について住民意識の啓発を行うとともに、地域の特性や実情に応じて、公共下水道事業、農業集落排水施設整備、

漁業集落排水施設整備、コミュニティプラント、合併処理浄化槽などの各種事業による整備を推進する。

③ 廃棄物処理

ごみ処理については、広域圏による合理的なごみ処理体制の整備を促進する。また、ごみの減量化や再生利用について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄の撲滅を進め、美しい自然環境の保全と地域の魅力の向上を図る。

④ 交付金の活用

これらの事業を行うに当たり、汚水処理等の環境整備関連の交付金を活用し、振興山村の汚水処理やごみ処理体制の整備を促進する。

(4) 消防救急体制の整備

① 消防防災体制の強化

消防ポンプ車、消防水利等の基礎的消防施設の整備を促進してきたが、消防団員の高齢化や被雇用者化が進み、消防組織の弱体化と消防力の低下が心配されている。このため、関係機関の連携を深め、広域行政事務組合等による共同処理体制の充実を図りながら、各密集地への消防水利の効率的な設置、装備の近代化、人的充実を図るとともに、地域住民の自主的な防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの総合的な消防防災体制を確立する。また、航空消防防災体制の充実を図り、特に防災ヘリコプター「みやぎ」による広域消防防災活動を推進する。さらに、災害を未然に防ぐため、あらゆる機会を利用した防災に関する啓発活動に一層努める。

② 救急搬送体制の充実

今後、救急業務に対する需要はさらに増加するものと予想され、特に振興山村においては、救急搬送体制の充実が必要であるため、広域消防事務組合等における救急救命士の確保や高規格救急自動車の整備等を積極的に推進するほか、ドクターヘリの活用を促進し、救急搬送体制の充実と救急業務の高度化を図る。

(5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 高齢者の保健・福祉の充実

高齢化問題は振興山村が抱える切実な問題であり、高齢化の進行に伴い、健康で働く意欲のある高齢者が増える一方、援護を必要とする高齢者も急激に増加してきている。

明るく活力のある長寿・福祉社会の実現のため、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターを中心に、デイサービスやホームヘルプサービス等在宅福祉サー

ビスの充実を図るとともに、特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等の高齢者福祉施設の整備を促進するほか、地域コミュニティを生かした地域ぐるみの生活支援・介護予防活動など、ボランティアの活動の普及・振興を図り、多様なサービスの提供を推進する。また、高齢者の健康の保持や疾病予防の充実を図るため、ライフサイクルに応じた健康診断や保健指導の一層の充実を図る。

② 高齢者の自立と生きがい対策

元気な高齢者に対しては、豊かな知識・経験等高齢者の活力を生かした社会参加を促進するとともに、情報の提供、活動の場の拡大及び学習機会の充実等その条件整備を進める。また、地域社会での連帯意識の醸成を図るため、各種交流の場や憩いの場、スポーツ・レクリエーション施設の整備促進により、高齢者相互の交流や世代間交流の充実を図る。さらに、高齢者の生活基盤を確立するため、高齢者にふさわしい働く場の提供を促進する。

(6) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 児童の保健・福祉の充実

子供たちが家庭及び地域社会の温かい愛情にはぐくまれ、より良い環境の中で健全に育成されるよう、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づき、地域の実状に応じて計画的に、保育所、児童館、地域子育て支援センター等の整備を進め子育て支援の環境整備を促進する。また、児童の成長過程に即した遊びの環境づくりを進めるとともに、地域ぐるみの児童健全育成体制の確立や保育所地域における高齢者と児童との交流の場の拡充を図る。

② 障害福祉の充実

障害のある人もない人も、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会をつくるため、障害や障害のある人に対する理解や差別の解消に向けた取組を進め、働く意欲・能力を有する障害のある人の雇用・就労を促進することに加え、障害のある人の生活の場となるグループホーム等の整備や、在宅サービス・相談支援体制の一層の充実を図る。

③ 地域福祉活動の推進

地域の民間福祉活動を推進する組織として中心的役割を担う市町村社会福祉協議会が、住民のニーズに基づいた福祉サービスを提供できるよう支援する。また、地域づくりや災害救援等の大きな力となるボランティアや特定非営利活動法人（NPO）の活動に関する情報の収集・提供を行い、その活動を支援・促進する。

第8 集落整備施策に関する基本的事項

1 集落整備の方針

高齢化の進行等により、集落の活力の低下、さらには集落の維持が困難な状況になりつつあるため、基礎的公共サービスの提供のための幹線道路等の整備や、定住環境整備を効率的に進めるなど、集落維持のための各種機能補完の充実を図る。また、ゆとりとやすらぎの自然空間や美しい景観の保全に努め、居住の場としての魅力を創造する。

2 対策

集落の再編整備

生活基盤の整備がある程度整った集落については、若者の定住の促進とU I J ターン希望の都市生活経験者も念頭に置いた定住のための住宅や分譲地の整備、集落機能の強化、新たな集落の整備を進めるとともに、空き家等については、移住等を希望する都市住民に供するなど有効な活用を図る。また、地域内外の資本、人的資源を活用し、豊かな自然や美しい景観の維持・創出を推進するとともに、魅力ある集落の創造と新たな定住促進を図る。

第9 国土保全施策に関する基本的事項

1 国土保全整備の方針

山村は、国土保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を担っていることから、国土の保全管理機能を高めるための施策を充実することが極めて重要であり、それが、下流域に広がる本県の肥よくて広大な耕地と、下流域に居住する都市住民の安全や潤いのある生活等につながるものである。このため、山地の崩壊や森林の荒廃などを防止する治山事業や流域の荒廃を防止する治水対策及び砂防対策、海岸においては、海岸保全対策等の国土保全施策を推進するとともに、農林業の振興及び基盤整備を推進し、森林・農用地の適正な整備と管理を行い、森林等の経済的機能・公益機能など多面的な機能を有効に活用しながら、洪水の防止、土砂流出の防止等を図るなど、総合的な対策を講じていくことにより、国土の保全を推進する。

2 対策

国土保全施設整備

県土の保全や水源地域として、山村は重要な役割を担っているが、急しゅんで降水量が多いなど、地形及び気象の条件により災害を受けやすくなっている。このため、治山、治水などの県土保全事業の推進、防災対策の強化を図る必要がある。

治山事業については、山地の崩壊や森林の荒廃などで流出する土砂による災害を防止するため、山地治山総合対策事業を推進するとともに、水源地域の荒廃した森林を集中的に整備するため、保安林整備・水源地域整備事業を進める。

治水事業については、河川改修を積極的に進めるとともに、七ヶ宿ダムを始めとした水源地の環境の保全を行い、治水及び安心して安定した飲料水の確保に努める。また、本県における土砂災害の原因となる有害土砂の発生源は、奥羽、阿武隈、北上の各山地が主で振興山村と一致するので、通常砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施するほか、火山地域における土砂災害の防止を図るため、火山砂防事業を実施する。

沿岸部に位置する振興山村の中で、高潮や津波、浸食等による災害を受ける地域にあっては、海岸保全施設の整備を進める。また、レジャー人口の増加や自然志向の高まり等により入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険性も増してきているため、広域的・機能的に対応できる防災ヘリコプターを導入するほか、空中消火用薬剤等林野火災用資機材の備蓄整備を図る。

第10 交流施策に関する基本的事項

1 交流施策の方針

近年、人々は都市、農山漁村を問わず一定の文化的充足感と、自分にとって暮らしやすい地域を求めており、特に、全国的に都市と農山漁村の共生・対流施策への取組が活発化している。

価値観の多様化により、定住地を必ずしも都市ではなく豊かな自然の中に求める人々も増加する傾向にあることから、生活空間・滞在空間としての可能性を認識し、地域にある資源を再度見直し、地域の自然、施設や資源の効率的・効果的な活用に努める。また、交流を契機として地域の産業振興に結びつけるとともに、都市と地域の住民が、お互い地域で生活するためのルールづくりを進めるなど、無理のない交流事業とその継続性の確保、交流人口の拡大による所得の向上、地域の自立、再生を促進する。

2 対策

(1) 地域間交流の促進

振興山村は、自然豊かな生活空間と優れた景観を有しており、住民の生活及び活動の場として重要であるとともに、活力のかん養にも役立っている。また、都市に暮らす人にとっても、保養や休息の場としても価値は高いことから、閉そくしがちな振興山村の活性化のためにも、都市住民のニーズを的確に把握し、かつ、相互の交流を促進しながら気軽に滞在・居住できるような魅力づくりと受け入れ態勢の整備を推進する。

都市住民の受入れに当たっては、相談窓口の設置など情報案内機能の整備や地域での生活を体験できる仕組みを充実させることなどが必要であり、地理的状況等に応じた適切な手法による下水処理施設等の都市的生活環境の整備を促進するとともに、地域の有効な資源として廃校舎、廃家屋、空き店舗等を積極的に活用しながら、地域資源の情報発信施設、そして交流促進施設への転換を促進する。また、水資源保全意識の高揚、自然環境への関心を深める機会の創出に努め、上流・下流との地域間・流域交流を促進するなど、環境共生型社会の創造を推進する。さらに、農山漁村の持つ多面的機能や、ゆとりある生活空間の提供に努めながら、都市住民との積極的な交流事業の展開により、人、物、情報の交流を通じて、特産品の開発、地場産品の販路拡大、新規作物の導入などにつなげ、地域の新たな産業の創出と地域の自立を促進し、ひいては地域経済全体の再生に結び付けていく。

(2) グリーン・ツーリズムの推進

本県は、平成10年に策定した「みやぎ型グリーン・ツーリズムの基本方針及び推進方向」に基づき、平成29年3月に第4期行動計画を策定し、農林漁家を核としながらも、地域産業や地域住民と連携し、多様なツーリズムを目指す。振興山村においても、農林漁業体験などを行う滞在型交流の他に農林漁家レストランを拠点とする食の交流や、農産物直売所等を中心とした日帰り型交流も促進し交流人口の拡大を図る。また、農林漁業だけではなく「教育」、「環境」、「観光」等の多様な要素を取り入れた特色あるグリーン・ツーリズムの展開を促進するとともに、振興山村の住民が主体となってグリーン・ツーリズム活動を継続的に行えるよう人材の育成に努める。

(3) 観光又はレクリエーションの促進

リゾート施設や民宿など民間活力の導入を図りながら、一層の観光振興を推進する。また、都市消費者との有機農産物等の直接取引など、地域産業と観光との有機的結合をはじめ、地域資源を見直し、都市との新たな交流事業を展開し、気軽に訪れることができる地域を創造する。さらに、自然環境に対する意識が高まる中、積極的に自然環境の維持に努め、自然体験型・滞在型の家族向け観光・レクリエーションを促進する。

第 1 1 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

1 森林、農用地の保全施策の方針

国土保全や水源かん養など農山村の多面的機能の持続的な発揮のためには、振興山村の森林や農用地を整備・保全することが重要であることから、森林の保全が地球温暖化防止や災害対策にもつながるよう、間伐など森林の保全事業を行う第3セクター等の団体を育成する。

2 対策

(1) 森林、農用地の整備・保全

① 森林整備

森林は木材等林産物の供給に加え、県土の保全や水源のかん養、安らぎと憩いの場の提供など多様な機能を有しており、次代に引き継いでいかなければならない大切な財産である。今後、森林の諸機能を維持するためには、適切な森林整備と県民の支援・協力が不可欠である。このため、特に人工林については、間伐を重点的に進めるとともに、長伐期や複層林施業への誘導、針広混交林化等を図るほか、都市・山村の交流を通じ、受益者としての都市住民に森林に対する理解と関心を深めさせ、両者の新たな協働関係の構築を図る。

② 農用地の保全

農用地については、国内の重要な食料生産基地として、必要な農用地の確保と整備を促進し、食料需給の動向に対応した農用地の利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化、不断の良好な管理を通じ農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、県土保全等における農業の有する機能が高度に発揮されるよう配慮する。また、地域内の農地・農業用水等の資源が、将来にわたって良好な状態で保全管理されるよう、農業者だけでなく地域住民などの参画を得た取組を促進するとともに、地勢等の地理的条件が悪い地域では、農業生産活動が継続的に行われるよう不利な農業の生産条件への支援を行う。

(2) 認定法人における事業の推進

振興山村において、間伐等の森林整備事業を行う事業者（第3セクター）等を認定法人として認定し、振興山村での活動に対し支援を行う。

第12 担い手施策に関する基本的事項

1 担い手施策の方針

山村は、地域住民の生活の場であるとともに、国土の保全、自然環境の保全など多くの重要な役割を担っているが、とりわけ振興山村は多くの課題を抱え全体的に低迷しており、憂慮される状態にある。特に、担い手の減少と高齢化は大きな課題となっており、総合的な担い手対策が必要である。

近年、余暇の増大や価値観の多様化等から生活環境に対し独自の考えを持つ人が増えており、山村など都市部から離れた場所への移住を求める傾向もある。退職後は自然の中で自分らしく暮らしたいという人も増えていることから、こうした人材も受け入れできる環境づくりが必要となってくる。

2 対策

(1) 魅力ある山村づくりの推進

山村に定住するためには、振興山村が魅力ある地域でなければならない。そのため、インターネットや携帯電話等の情報通信機能の充実や、都市圏まで短時間で移動できる道路網の整備を図る。また、安心して暮らせるための災害防止対策などの環境整備も促進する。

さらに、意識の啓発に努め、地域住民の深い理解と合意の上に立ったコミュニティづくりを積極的に展開するとともに、イベントや文化・生産・福祉活動などコミュニティにおける多様な活動を展開し、人々のふれあいと連帯感に支えられた個性豊かな潤いのある地域を形成し、住んでも訪ねても良い魅力ある山村づくりを進める。

(2) 人材の育成

地域の農業を担う優れた担い手を育成確保するため、経営、技術研修等の施策を実施するとともに、新規参入者をはじめとした就農希望者が円滑に就農できるよう支援する。また、地域の連帯を醸成する諸活動を支援するとともに、バイオテクノロジー等を活用した新品種の育成や優良種畜の選抜、新たな生産技術体系や経営手法を確立するための試験研究の展開や、各種の農業情報、データベースの充実を図り、その活用を推進する。さらに、次世代の農林水産業を担う後継者の確保育成を図るため、国の事業などを活用しながら新規就業希望者の研修の受講や就業後の早期の経営安定に向け支援を行う。

(3) 認定法人における事業の推進

振興山村において、間伐等の森林整備事業を行う事業者（第3セクター）のほかに、農林産物の製造や加工・販売を行う事業者（第3セクター）や、都市等との交流を促進する事業者（第3セクター）を認定法人として認定し、振興山村での活動に対し支援を

行う。

第13 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

1 鳥獣被害防止施策の方針

農作物の鳥獣被害については、山間部の開発や気象の変化などによる野生動物の生息地の変化に加え、振興山村の過疎化や高齢化による森林や農地の荒廃などが近年の増加をもたらしており、本県ではイノシシ、ニホンジカなどによる被害が多い。これらの被害を防止するためには、捕獲も含めた効果的な防除対策を行うとともに、農地や森林の適正な管理を行うことが必要であり、行政と地域住民が一体となって、被害防止に取り組むことが重要である。

なお、その数が著しく増加している鳥獣については、科学的知見に基づいた管理計画を策定するなどし、長期的視点に立った管理対策を実施する。

2 対策

鳥獣被害防止対策の実施

野生鳥獣による被害防止の効果を上げるためには、誘引要因除去の徹底や初期段階での対策を講ずるなど地域での防止対策の周知と住民参加による積極的な取組が必要であることから、被害防止計画の策定支援、被害防止対策研修会等を実施するほか、地域における鳥獣捕獲指導者の育成についても促進する。また、規制緩和等の施策を活用し、鳥獣捕獲者の増加を図るとともに、各種補助事業等を活用しながら電気柵や金網柵など被害防除施設の整備促進を図る。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県では、平成 19 年 3 月に策定された宮城の将来ビジョン「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基に、振興山村が置かれた地理的条件・社会的条件を考慮しながら、広域的視点に立ち、個々人の持てる能力が十分に発揮でき新しい生活様式を実現する場として振興山村を位置付け、豊かな地域社会の構築に向け、住民参加を基本として、環境にやさしい生活や生産活動の実践による資源循環型の地域社会づくりを推進する。また、東日本大震災の発生後、平成 23 年 9 月に策定された「宮城県震災復興計画」では、甚大な被害を被った本県の復興に向け、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、「創造的復興」を成し遂げることを目標に、今後 10 年間の復興の道筋を示している。これらの実現を加速し、その効果を最大化するための推進力となるよう、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、宮城県の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方総合戦略）」を平成 27 年 9 月に策定したところである。

さらに、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針（平成 28 年 3 月策定）及び同市町村計画が策定されている。このため、振興山村の施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。

V 基本方針付属資料

《人口の推移》

(単位：人)

区 分	S 40 年	S 60 年		H2 年		H12 年	
			指数		指数		指数
振興山村 (仙台市以外)	88,965	77,441	87	75,909	85	73,618	83
振興山村 (仙台市含む。)	116,223	116,173	100	129,851	112	156,726	135
全 県	1,753,126	2,176,295	124	2,248,558	128	2,365,320	135

* 「S40～H2年」平成3年度宮城県新山村振興対策基本方針

* 「H12年」2000年山村カード

* 「全県」国勢調査

* 「指数」は、昭和40年を100とした場合の数値

《高齢者比率・若年者比率の推移》

(単位：%)

区 分		S 40 年	S 60 年	H2 年	H12 年
振興山村 (仙台市以外)	高齢者比率	7.6	15.2	17.8	26.2
	若年者比率	18.9	16.6	15.4	15.4
振興山村 (仙台市含む。)	高齢者比率	7.3	13.4	14.9	18.6
	若年者比率	20.2	18.2	17.1	19.2
全 県	高齢者比率	6.1	9.9	11.9	17.3
	若年者比率	25.9	21.1	21.2	21.6

* 「S40～H2年」平成3年度宮城県新山村振興対策基本方針

* 「H12年」2000年山村カード

* 「全県」国勢調査

* 高齢者は65歳以上、若年者は15歳以上30歳未満

《振興山村面積及び林野面積》

(単位：h a)

区 分	総面積 (a)	林野面積 (b)	林野割合 (b/a)
振興山村 (仙台市以外)	211,695	176,775	83.5%
振興山村 (仙台市含む。)	262,578	221,262	84.3%
全 県	728,501	413,805	56.8%

* 「振興山村」2000年山村カード

* 「全県」2000年世界農林業センサス

《就業人口》

(単位：人、%)

区 分		S40年	S60年	H2年	H12年
振興山村 (仙台市以外)	総就業人口	42,056	40,332	39,534	37,255
	第1次産業	28,823 (68.5)	13,064 (32.4)	13,046 (33.0)	6,315 (17.0)
	第2次産業	4,662 (11.1)	14,027 (34.8)	13,600 (34.4)	13,992 (37.6)
	第3次産業	8,571 (20.4)	13,241 (32.8)	12,888 (32.6)	16,948 (45.4)
振興山村 (仙台市含む。)	総就業人口	54,114	61,920	67,147	76,498
	第1次産業	34,913 (64.5)	15,444 (25.0)	14,858 (22.1)	6,781 (8.9)
	第2次産業	6,779 (12.5)	19,276 (31.1)	20,313 (30.3)	21,063 (27.5)
	第3次産業	12,422 (23.0)	27,200 (43.9)	31,976 (47.6)	48,654 (63.6)
全県	総就業人口	791,596	1,035,245	1,101,276	1,153,411
	第1次産業	303,448 (38.3)	150,932 (14.6)	123,479 (11.2)	74,909 (6.5)
	第2次産業	147,707 (18.7)	276,818 (26.7)	312,531 (28.4)	308,345 (26.7)
	第3次産業	340,441 (43.0)	607,495 (58.7)	665,266 (60.4)	770,157 (66.8)

* 「S40～H2年」平成3年度宮城県新山村振興対策基本方針

* 「H12年」2000年山村カード

《就業別純生産額の推移》

(単位：億円、%)

区 分		H5 年	H7 年	H9 年	H11 年
振興山村を有する市町村 (仙台市以外)	総 額	3,980	4,152	4,417	4,449
	第 1 次産業	346 (8.7)	416 (10.0)	407 (9.2)	348 (7.8)
	第 2 次産業	1,279 (32.1)	1,384 (33.3)	1,495 (33.9)	1,553 (34.9)
	第 3 次産業	2,355 (59.2)	2,352 (56.7)	2,515 (56.9)	2,548 (57.3)
振興山村を有する市町村 (仙台市を含む。)	総 額	40,247	41,625	42,841	—
	第 1 次産業	377 (1.0)	491 (1.2)	484 (1.1)	—
	第 2 次産業	8,886 (22.0)	9,003 (21.6)	8,587 (20.1)	—
	第 3 次産業	30,984 (77.0)	32,131 (77.2)	33,770 (78.8)	—
全県	総 額	62,343	65,277	68,017	30,081
	第 1 次産業	1,108 (1.8)	1,847 (2.8)	1,749 (2.6)	1,451 (4.8)
	第 2 次産業	17,399 (27.9)	17,982 (27.5)	18,018 (26.5)	11,012 (36.6)
	第 3 次産業	43,836 (70.3)	45,448 (69.7)	48,250 (70.9)	17,618 (58.6)

* 宮城県総合統計情報「市町村内総生産(実額)・純生産(実額)」

* 平成 11 年は仙台市が含まれていない。

(平成 10 年度から調査対象外となったため)

《市町村民所得》

(単位：円)

区分	1 人当たり所得
振興山村 (仙台市以外)	1,983,000
振興山村 (仙台市含む。)	2,086,000
全県	2,786,000

*2000 年山村カード

《農業戸数》

(単位：戸)

区分	農家戸数 (H2 年)					農家戸数 (H12 年)				
	販売農家			自給的 農家		販売農家			自給的 農家	
	専業	第1種	第2種			専業	第1種	第2種		
振興山村 (仙台市 以外)	9,662	607	1,187	6,196	1,672	8,065 (83.5)	634 (104.4)	739 (62.2)	5,050 (81.5)	1,642 (98.2)
振興山村 (仙台市 含む。)	11,885	686	1,310	7,859	2,030	9,839 (82.8)	759 (110.6)	832 (63.5)	6,321 (80.4)	1,927 (94.9)
全県	101,268	7,573	15,663	62,831	15,201	84,959 (83.9)	7,206 (95.2)	9,563 (61.1)	54,575 (87.1)	13,615 (89.6)

* 1990年、2000年世界農林業センサス

* () は伸び率：平成2年を100とした場合の指数

《農業従事者》

(単位：人)

区分	振興山村農業従事者数		
		うち、29歳以下	うち、65歳以上
	11,799	1,162 (9.8%)	6,589 (55.8%)

* 2000年山村カード

《林野面積等》

(単位：ha、人)

区分	振興山村林野総面積 (ha)			間伐実施必要面積 (ha)		林業就業人数 (人)	
	人工林			間伐実施実行面積	65歳以上		
		私有林					
	221,262	90,215	44,093	13,349	3,918	512	122

* 2000年山村カード

《漁家数》

(単位：戸)

区分	振興山村漁家数			
	うち、南三陸町	うち、本吉町	うち、その他	
	208 (専業 47)	175 (専業 43)	19 (専業 0)	14 (専業 4)

* 2000 年山村カード

《事業所数、従業員数、工場出荷額》

(単位：所・人・百万円)

区分	事業所数	従業員数	製造品出荷額	従業員 1 人当たり
振興山村 (仙台市以外)	284	3,978	65,181	16.39
振興山村 (仙台市を含む。)	373	5,401	105,942	19.62
全県	6,684	148,235	3,889,634	26.24

* 2000 年山村カード

* 平成 12 年工業統計調査

《観光入り込み数》

(単位：人)

区分	観光客入れ込み数			宿泊観光客数		
	H5 年	H10 年	H15 年	H5 年	H10 年	H15 年
振興山村を 有する市町 村(仙台市以 外)	9,487,400	8,860,200 (93.4)	9,031,766 (95.2)	2,099,400	1,966,700 (93.7)	1,488,930 (70.9)
振興山村を 有する市町 村(仙台市を 含む。)	24,578,000	22,168,000 (90.2)	23,193,149 (94.4)	7,910,100	5,634,600 (71.2)	5,398,023 (68.2)
全県	46,221,900	43,669,000 (94.5)	48,662,840 (105.3)	10,512,500	7,868,200 (74.8)	7,647,698 (72.7)

* 平成 5 年、平成 10 年、平成 15 年 観光統計概要

* () は伸び率：平成 5 年を 100 とした場合の指数

《公共施設等の整備水準》

(単位：%)

区分	市町村道		下水道等	上水道	ごみ
	改良率	舗装率	普及率	普及率	処理率
振興山村（仙台市以外）	54.4	62.7	31.4	90.1	99.6
振興山村（仙台市含む。）	60.1	69.7	61.2	92.4	99.3
全県	59.9	68.5	65.0	98.5	99.9

* 2000年 山村カード

* 平成12年度 公共施設状況調査

《病床数、医師数》

区分	病床数	医師数	歯科診療所数	人口（人）
振興山村 （仙台市以外）	270 (3.67)	44 (0.60)	8 (0.11)	73,618
振興山村 （仙台市含む。）	1,306 (8.33)	135 (0.86)	30 (0.19)	156,726
全県	32,008 (13.53)	4,481 (1.89)	984 (0.42)	2,365,320

* 2000年山村カード

* 衛生統計年報（平成12年）

* 全県人口は、平成12年 国勢調査

* （ ）内の数字は千人当たりの割合

《社会教育・文化施設等》

区 分	文化会館	図書館	公民館	体育館	人口（人）
振興山村を有する 市町村 （仙台市以外）	6 (0.08)	5 (0.07)	43 (0.58)	27 (0.37)	73,618
振興山村を有する 市町村 （仙台市を含む。）	18 (0.11)	13 (0.08)	100 (0.64)	30 (0.19)	156,726
全県	42 (0.02)	27 (0.01)	260 (0.11)	141 (0.06)	2,365,320

* 平成15年度 公共施設状況調査

* 全県人口は、平成12年 国勢調査

* （ ）内の数字は千人当たりの割合

《学校の状況》

区 分	小学校（児童数）	中学校（生徒数）	高等学校（生徒数）
	1校当たり（人）	1校当たり（人）	1校当たり（人）
振興山村 （仙台市以外）	41校（4,377） 「107」	17校（2,465） 「145」	5校（1,411） 「282」
振興山村 （仙台市含む。）	61校（11,641） 「191」	28校（6,529） 「233」	7校（2,240） 「320」
全 県	470校（142,551） 「303」	232校（82,598） 「356」	113校（84,993） 「752」

- * 2000年山村カード
- * 平成12年度 学校統計要覧
- * （ ）内数値は、児童・生徒数
- * 「 」内数値は、1校当たりの児童・生徒数

《財政力指数》

区分	平均	0.1 未満	0.1～0.2 未満	0.2～0.3 未満	0.3～0.4 未満	0.4以上	計
振興山村を有する市町村（仙台市含む。）	0.33		2	5	4	3	14
全県	0.4		7	17	18	27	69

- * 平成15年度 地方財政状況調査
（参考：仙台市の財政力指数0.81）
- * 振興山村を有する市町村数は、栗原市（栗駒町、花山村）、登米市（東和町、津山町）が合併前のため14である。

《経常収支比率》

区分	平均	75% 未満	75～80% 未満	80～85% 未満	85～90% 未満	90% 以上	計
振興山村を有する市町村（仙台市含む。）	88.0%			3（3町）	11（2市9町村）		14
全県	85.4%	1 （1町）	6（1市5町村）	23（1市22町）	32（4市28町村）	7（4市3町）	69

- * 平成15年度 地方財政状況調査
- * 経常収支比率とは、地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な財政指標であり、市にあつては80%、町村にあつては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。（平成15年度決算 市町村財政の現況 より）

振興山村指定地域

